

## 公益社団法人 鹿児島県歯科衛生士会役員職務規程

この規程は、組織における全般的業務について、これを合理的に運営するため、業務処理の方法および職務権限、責任に関して、この規程を定めるところによる。

### (目的)

第1条 この規程は、役員にかかる基本的事項を定める。

### (責務)

第2条 役員は、この法人の発展のため、次の各号に掲げる事項ら留意して、誠実にそれぞれの担当業務に勉励しなければならない。

- (1) 法令及び定款に基づき、並びに理事会の決議を遵守し、忠実にその職務を遂行すること。
- (2) この法人の方針に基づき、責任をもって業務にあたること。
- (3) 担当業務はもとより、役員として組織全体のことを念頭に置き、事業運営に努めること。

### (就任手続)

第3条 役員に就任する者は、「就任承諾書」に署名、捺印の上遅滞なくこれを会長に提出する。

2 前項の規定は、役員が再任した場合にも適用する。

### (退任)

第4条 役員は、任期満了(再任された場合を除く)、辞任、死亡または解任によって退任する。

### (辞任)

第5条 役員の辞任は、原則として30日前までに会長に届け出るものとする。

### (解任)

第6条 役員が次の各号の一に該当するときは、所定の手続きを経てこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(機密の保持)

第7条 役員は、業務上知り得た機密を外部に漏洩してはならない。

(退任後の責任)

第8条 役員は携わった業務に関し、退任後であっても、次の各号の責任を有する。

- (1) 業務上知り得た機密の守秘責任
- (2) 在職中の職務に関連したトラブルについて、この法人の要請に基づき、事実関係の遡及調査等協力実施責任
- (3) 在職中の職務に起因して顕在化した事故等で、当該役員の故意または過失によりこの法人に損害を与えた場合の賠償責任

(禁止事項)

第9条 役員は、この法人の名誉を損なうような行為をしてはならない。

- 2 役員は、職務上の地位を利用して、自ら不当な利益を得るような、あるいは第三者に対して不当な利益を与えるような行為をしてはならない。

(その他)

第10条 本規程に定めのない事項については、理事会の同意を得て、会長がこれを定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月22日より実施する。